

○建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二条第二号の規定
に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件

(平成二十年七月十五日)

(国土交通省告示第八百八十三号)

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第四十二条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第四十二条第二号の講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義内容は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の中欄に掲げる内容とし、同号の講義時間は、同表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科目	内容	時間
一 建築士法その他関係法令に関する科目	イ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号） その他関係法令のうち建築士事務所に関する事項	一時間三十分
二 建築物の品質確保に関する科目	イ 建築士事務所における業務の進め方に関する事項 ロ 建築士事務所の経営管理に関する事項 ハ 技術者の管理に関する事項 ニ 契約の締結及び履行に関する事項 ホ 紛争の防止に関する事項 ヘ その他建築物の品質確保に関し必要な事項	三時間三十分

附 則

この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。